

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 2 月 27 日（金）第 697 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

- 法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則（※）（学事法制課取扱い） 2
- 鹿児島県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 2
- 鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 2
- 鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（学事法制課取扱い） 2

## 訓 令

- 鹿児島県職員研修規程の一部を改正する訓令（※）（人事課取扱い） 3

## 告 示

- 鹿児島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する告示（※）（地域政策課取扱い） 3

## 教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則（※）（社会教育課取扱い） 3

## 人 事 委 員 会 規 則

- 鹿児島県人事委員会規則の読点の表記を改める規則（※）（総務課取扱い） 4

## 人 事 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県人事委員会訓令の読点の表記を改める規程（※）（総務課取扱い） 4

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（※）（警務課取扱い） 4

## 規 則

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第 6 号

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 4 年鹿児島県規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 35 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

## 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県規則第 7 号**

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則  
知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成 2 年鹿児島県規則第 45 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県規則第 8 号**

鹿児島県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則  
鹿児島県公益認定等審議会規則（平成 20 年鹿児島県規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「公益法人」の次に「及び公益信託」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県規則第 9 号**

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 5 年鹿児島県規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式、別記第 11 号様式及び別記第 17 号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載があるもの）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行細則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県規則第 10 号**

鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和 6 年鹿児島県規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県公文書等の管理に関する条例施行規則別記第 1 号様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

## 訓 令

## 鹿児島県訓令第 2 号

鹿児島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員研修規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員研修規程（平成 2 年鹿児島県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 分野別研修

第 7 条第 3 項第 1 号中「行う」の次に「分野別研修及び」を加える。

第 8 条第 3 項第 2 号中「部局研修」を「分野別研修及び部局研修」に改める。

第 24 条を第 25 条とする。

第 23 条中「人事課長に、」の次に「分野別研修及び」を加え、同条を第 24 条とする。

第 22 条中「部局研修」を「分野別研修、部局研修」に改め、同条を第 23 条とする。

第 4 章中第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とし、第 19 条を第 20 条とする。

第 3 章中第 18 条を第 19 条とし、第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条中「毎年度の」の次に「分野別研修及び」を加え、同条を第 16 条とする。

「第 3 章 部局研修、職場研修及び派遣研修」を「第 3 章 分野別研修、部局研修、職場研修及び派遣研修」に改める。

第 14 条中「部局長等がその所属職員に対して」を削り、「行う」を「部局長等が所属職員に対して行う」に改め、同条を第 15 条とし、第 3 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（分野別研修）

第 14 条 分野別研修は、部局横断的な分野に係る幅広い行政能力や専門知識等を習得させるために部局長等が行う。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

## 鹿児島県告示第 119 号

鹿児島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する告示

鹿児島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則（昭和 50 年鹿児島県告示第 1361 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び同条第 2 項の規定により国土交通大臣から送付された書類」を削る。

附 則

この告示は、令和 8 年 2 月 27 日から施行する。

## 教育委員会規則

鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

## 鹿児島県教育委員会規則第 6 号

鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則  
鹿児島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 6 年鹿児島県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「県立」を削る。

第 9 条第 1 項第 2 号中「第 8 条」を「前条」に改める。

第 13 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 対象学校の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 人事委員会規則

鹿児島県人事委員会規則の読点の表記を改める規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

### 鹿児島県人事委員会規則第 2 号

鹿児島県人事委員会規則の読点の表記を改める規則

この規則の施行の際現に公布されている鹿児島県人事委員会規則において読点として表記する「、」を「、」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 人事委員会訓令

### 鹿児島県人事委員会訓令第 1 号

鹿児島県人事委員会訓令の読点の表記を改める規程を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会訓令の読点の表記を改める規程

この訓令の施行の際現に制定されている鹿児島県人事委員会訓令において読点として表記する「、」を「、」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 公安委員会規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

### 鹿児島県公安委員会規則第 2 号

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県警察職員の配置定員に関する規則（昭和 37 年鹿児島県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「事務職員、技術職員及びその他の職員」を「事務職員及び技術職員」に改め、同条第 1 号中「376 人」を「377 人」に改め、同条第 3 号を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。